

## 第 7 回議会基本条例案検討委員会会議録

日 時 平成 28 年 11 月 24 日 (木) 開会時間 午前 10 時 4 分  
閉会時間 午後 0 時 5 分

場 所 委員会室棟 第 1 委員会室

委員出席者 委員長 前島 茂松  
副委員長 上田 仁  
委員 渡辺 英機 河西 敏郎 塩澤 浩 永井 学  
杉山 肇 早川 浩 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 なし

議 題 一 議会基本条例 前文について  
二 議会基本条例 条文について

会議の概要 議会基本条例 前文について、委員長案の一部を修正の件は、委員長に委任された。  
議会基本条例 条文について、委員長案の一部を修正のうえ、次回委員長案を示すこととし、了承された。  
次回、委員会を 12 月 1 日 午前 10 時、第 1 委員会室において開催することとし、閉会した。

質疑、討論

前島委員長 ただいまの事務局の方で前文を御説明させて頂きました、このことについてについて御意見がありましたらお願いをしたいと思います。

山田委員 意見を言わせてもらっていいですか。まず前文の中で地方公共団体の意思決定を行う議決機関としての責務とを担っていると言う文言がある中でやはり前回の 2 月の流会というのはこの議決機関としての職務を全く、責務を担っていないというところになりますので、私はこの県民の期待に十分答えていただいてないという指摘というのはやはり弱いと思います。また、前回も話がありましたとおり、12 月 16 日に県民の皆様方の意見公聴する中で、まずやはり県民の皆さんはここの文言に対して絶対に指摘があると私は思っておりますので、では、そこで指摘のあった意見が前文に反映されないのか言う話になってくると、県民の皆さんの意見を聞く意味を全くなくなってきました。指摘される前に私はもうちょっとしっかり反省していると言う部分を入れたい方が良いのではないかなと思いますけれども。

上田副委員長 県民の期待に十分に答えられていない指摘もあることからというのはちょっと弱いかと思います、もうちょっとこっちの意志を出したほうがいいかなと思います。

早川委員 私も出させていただきますけれども、委員長案書いて頂いてありがとうございました。県民の期待に十分に答えてられないとの指摘もあることからだと、少しちょっとなんて言うのか主体者的でないように私は思われまして、ですから、ここに前の文書で、ここに本議会は、過去の反省に立ちということなのか、または、これまでの県民の意見を真摯に受け止めていこうというふうに入れた方が良くと思います。ここにも、括弧に書いたんですけど、過去の反省って、あのどうしても悪いイメージに取られたり流会っていうふうに思いつく、そういう意味ではなくてそういう意味だけではなくて、常にこう自己改革っていうか、自問自答していくって言う意味で反省にたちななかを入れた方が良くと思います。そしてもう一つは、そういった意味で今まで以上に前文ですから、各議員が役割を更に認識するということは県民により開かれたってということと思う。二元代表制っていうのは美辞麗句じゃなくて本当の意味での二元代表制とすることで真の二元代表制を入れた方が良くと思います。そしてもう一つは、これは、条文にも書いてあるんですけど、他県、兵庫県や他県でもですね、肝が前文に書いてあって、同じ言葉が条文にも書いてある、大切な言葉が書いてあるんで、私はそのこれもほんとに恒久的な言葉で良く思うんですけど、常に改革していくってことはですね、入れていくべきだと思うので、今後も常に改革していく事を宣言してというふうに入れた方が、ここに、以上です。

小越委員 私も、前文のところで条例に関する意見等を出させていただきました。えっと 2 段落目の所ですね、的確に反映させる仕組みを構築してこそ実現されるものある、の次に、次に、しかし県民への説明責任と情報公開もまだ十分とはいえない。県議会と県民に乖離が生じている現状もある。加えて、平成 28 年の 2 月議会において県民の期待と反する事態を招いたことに県議会は猛省し、すぐとても反省し、真の議会改革を目指し、県民に開かれた議会を目指すことをここに宣言する。その次に、「本県議会は、これまで」を「本県議会は、これからも」にかえて、これから県民生活の向上と地方自治の実現を目指し、二元代表制の一翼を担う存在として、県民の意志を県政、ここ同じですけど、ことを取り組んできたを取り組んでいく、これから取り組んでいくにかえて。その次の 5 段落目にして、その一方でを削除し、県民の期待に十分に小ためられていないとの指摘もあることから、現状を真摯に受け止めの後に、現状を真摯に受け止め、議会の責務を自覚し、公平公正、透明性が高い県民に開かれた、県民とともに歩む県議회를構築することを決意し、ここに条例を制定する。

私は、先ほど山田委員からもありましたけども、ずっと議会基本条例を作ろうという気運はこの県議会にあったんですけども、この前の流会の後を受けて、この特別委員会の中でも鈴木議長も議会基本条例を作るんだと、この流会を二度としてはいけないっていうことを改めて県民の皆さんに示すためにも議会基本条例をちゃんと作ろうとすることで調査特別委員会で確認もされたし、議会でも確認されたので、そこをしっかりと踏まえておかないと、あの、今までの延長線上ではなく、県民に対して私たちは、反省、議会としてうんと反省しているし、だからこそ県民と一緒に作って行って県民の声をしっかりと受け止めていくんですよと、県民不在ではなく県民と一緒に、こう県議会、県民の福祉の向上の為やってくんだっていうことを、やっぱりここで宣言して、ここに決意を新たにするという文言がないと、あの、今まで延長線上で作っていた議会基本条例ではなく、私たちのしっかり反省の上に立ち、それで強い決意をもって真の議会改革と県民に開か

れた議会を作って行くって事を強く打ち出さないと、やはり今回の事を踏まえての議会基本条例にならないとおもいますので、まあ、あのここの 28 年の 2 月議会というか、ちょっとストレートであるのであれば、反省にたちとか、ここをぬいても県民の期待に反する事態を招いたと言うことをちゃんと加えた方が私は良いと思います。そうしないとやっぱり、あの新たにこうスタートし直す、決意を持って県民の皆さんに約束するんだっていう、こう強くメッセージ性をもって、そして県民の皆さんに分かるように、私たちだけで分かるのではなくて、県民の皆さんが、そうだな、県議会は生まれ変わって頑張るんだなって事を一緒に確認してもらおうような前文にした方が私は良いと思うので、あのその反省とか、それから、これから変えていくのだと言うことを真摯に書いた方が私は良いと思います。

前島委員長 条文のことで、皆さんに、大変、時間を掛けて議論してもらってますんで、全員のご発言をいただきたいと思います。この委員長案について、では渡辺先生、順に、順序はそれぞれ、ご用意の発言順序で良いですけども、手を上げて頂いて、全員にお願いしたいと思います。

杉山委員 今日はその委員長案が示されたわけですけども、先ほど山田委員の方からも話があったんですけども、これから県民の意見を聞く意見交換会とか、パブリックコメント等々の機会もあるわけですから、そこでもう一度県民の意見を聞きながらと言うことになると思うのですが、とりあえずは、この委員長案で概ねの骨格は多分できたんだと、いうようなことだと思いますので、私は今日の段階ではこの委員長案で良いのではないかと思います。

塩沢委員 何人かの意見を聞かせて頂きまして、反省とか、いろいろそういったことがっていうこともいわれて、確かにその部分はあるかとは思いますが、ただ条例で、例えば 2 月議会等の反省文をここへ書くわけじゃあなくて、これは私たちの決意というか、この基本条例を作ることが決意なんだということ、私は議長もそういうふうな理解をもって、基本条例を作りたいということでもってこの諮問機関を、この委員会を設置したんだろうというふうに、私はそういうふうに思ってます。そんな中で、今日示された、このことが、強いとか弱いとかじゃくくて、私は、これで、今の段階の中においては、私たちが基本条例を作ることに關しては十分に伝わっていくんじゃないかなというふうに私はそういうふうに思ってますので、今の段階ではこの前文というので、後は条文の中との整合性を取っていくってことが必要じゃあないかなというふうに、そんなふうに今の段階では考えています。

河西委員 いま、杉山さんと塩沢さんが話をしましたけれども、かなりいろんな意見を練った中で、この前文と言うことで出されたわけですけども、これ、ずっと、生涯、残る話ですから、反省とかということは、それは、みんなが一様に承知して、反省もしていると思いますし、それを、ここへ、これだけ残るあれへ載せるって事ではなくて、これくらいのなんていいですか、これくらいの表現といいですか、私はこれが適当ではないかなと思っております。

永井委員 皆さんのご意見も伺いながらだったんですけども、先ほど杉山委員の方からもあったように、これから公聴会等もあるわけですし、前の段階からその皆さんの意見をまた聞いて入れるっていう話にもなっているから、あまり細かいところをまた入れていくと、全く前にも進んでいかないでしょうし、とりあえず今の段階では、これで良いのではないかなというふうに思います。

渡辺委員 前回の時に、皆さんのご意見を伺いながら、議長と委員長に前文をお願いする、お任せするという意趣のもとに終わったわけですが、今日こうして委員長案、色々ご苦労されたと思います。皆様方の思いは伝わってくるわけですが、県議会の在りようとしては、これで私は十分、十分という言い方が良いかどうか分かりませんが、後は条文で個々の思いと言うものを謳っていく、その方がさりあんの具体性が在るのではないかと思いますので、前文はこれで良いと理解しています。

前島委員長 全員の方からご意見をいただきまして、前文について議論をいただいたんですが、委員の中に発言がありましたように、これから、全体協議会、検討会や議員全体のがございますし、それからまた、県民を代表するご意見も聞かして頂いたり、色々各件がございますので、とりあえず、ご意見を最大公約的にご理解をさしていただいて今日提示をいたしました委員長の前文案でとりあえずは、今日の所はまとめさせていただきます、次の機会にまたご意見をいただいて、付け加える文があったり、また、そこで修正等させていただくということで、一応、委員長にご一任を願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

小越委員 今まで反省という、強弱はあるかも知れませんが、反省という文は入れた方が良いと言う意見もありますので、この前文が委員長、この検討委員会で確認じゃなくて、これは委員長の案ですけども、こういう意見もあったということ、全員協議会なり、それから住民の皆さんとの意見聴取のなかに、反省という言葉を入れた方が良いとか、こういうことを入れた方が良いということを示していただかないと、こういう意見も在るんだというね、先ほど山田委員も言いましたけども、県民の皆さんがどう思うかということも含めて、こういう意見も在ったということを全員協議会、まあ議会改革検討協議会や意見聴取するときに配付する資料にこういう意見もあった、こういう委員長案があるけれども、こういう意見もあったということ、ぜひ入れていただかないと、県民の皆さんにどう思われるのかなということも含めて、こういう意見もあったということ、ぜひ入れて報告していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

前島委員長 そのことについては、委員長が全員協議会へ、検討委員会へ出すときには、基調報告の中でそういう議論があったということは、当然、お話をさせていただきますので、そういう点では、小越委員のご意見は、委員長の方で、全体会議の時に報告させていただきますので御了承いただきたいと思います。

山田委員 前文に関しては、ちょっと納得いかないところもありますけれども、これ以上やっても前に進まないというところもありますので、私もこれで前に進んでいくということに、今回の 12 月 16 日に行われる県民の皆さんの公聴会の場で様々な意見が出るとは思いますけれども、それが反映されるということをお約束いただくということでよろしいでしょうか。

前島委員長 できるだけ、皆さんのお気持ちが伝わるように、報告をさせていただきながら、改めて・・・

山田委員 違うんです、違うんです、私たちのものは、意思の報告じゃなくて、県民のみなさまの意見をしっかりと、この条例案に反映させるということをお約束して頂いてよろしいでしょうか。

前島委員長 はい、そこは、まだ次の関係でございますので、また検討委員会であらためて

協議をさせていただいて、県民の、公聴会とかで、意見を聞いた上で、また議論させていただきたいと思います。

早川委員 県民の意見を聞きながら、また、これもなしになったわけじゃなくて、これも含めた中で、またここで協議するという認識でいいですね。必ず入れるとか入れないとかじゃなくて、入れるけれども、ここはちゃんと議論してっていう意味ですね。

前島委員長 検討委員会としての役割と、我々の役割の範疇での判断を今日やっていただいているわけですので、これから手続きが行われますので、そういう所でまた、修正があると思いますので、それは、我々検討委員会としては、この素案をかけていくということをご了解をいただきたいと思います。それでは、それぞれ意見がございますけれども、ご理解をいただきまして、お諮りしたとおり決定をさせていただいて、次へ移らせていただきたいと思います。

次に、議会の基本条例の条文についてであります。これから条文について、第 1 章、第 2 章という章単位で事務局の方から提案をさせていただいてご意見をいただき、前に進めさせていただきたいと思っております。

それでは、事務局の方から説明を求めます。

事務局 第 1 章説明

前島委員長 第 1 章につきまして、目的、それから基本理念について事務局から説明がございました、文書で出されている方も在りますが、改めてそれに基づいてご発言を順次いただきたいと思います。なお、提出のない方も、これはオープン討議でございますので是非ご発言をお願いしたいと思います。

私の感じではですね、基本理念について、1 と 2 に分かれましても基本理念と目的はですね、一体的に文章化していく方が良くはないかなと言うふうな感じは持っておりますので、また参考にして下さい。

前島委員長 次に、第 2 章の方について、事務局から提案説明をさせていただきます。

事務局 第 2 章説明（3 条～10 条）

前島委員長 ただ今の 2 章について、条文の内容の説明がございましたけれども、このことについてご意見をいただきたいと思います。

山田委員 まず 3 条の議会の役割ですけれども、(5)で県民のみなさんにこの文章ではちょっと少しわかりづらいような気がいたしますので、もっとわかりやすく、この議会活動というのが広く県民の意見を聞くというような活動であったり、この県民の民意を反映させるといったことをはっきりとわかりやすく書いた方が良いのではないかと思います。また、第 4 条議長の役割のなかで議長は議会の議決を重く受け止め対応すると。これは地方自治法で不信任案が可決されようが、やめないでよろしいというということもありますけれども、結局、そのことが今回の事態を招いたということもありますので、やはり、ここは、山梨県議会議員の精神ということで条例案を制定するのであれば、この議決というものに対して重く受け止め対応するという文言を入れた方が良いんじゃないかなと思います。

また、議会運営の原則としては、立候補制とする場合という文言になりますと、立候補制としない場合というのも出てきますので、「立候補制とし」と断言し、議長の所信表明の述べる、果たす役割を述べるものとする所に、議長、副議長を入

れていただきたいと思います。

あと、議会の役割として、ホームページ等を作成し、常に県民に対して情報発信に努める。というところは必要だと思います。

また、6条に関しましては、臨時議会等を踏まえた中で、適切、的確、迅速に対応できるよう便宜開催することとし、十分な審議日程を確保できるよう定める。

あと、あまりにも議会の開催日程の通知が、私は遅いと思います。ですから、できる限り、可能な限り日程を決定していただいて、公表していただきたいと思います。

また、第7条緊急事態の対応について、もっと細かく明文化していただきたいと思います。

また、第8条委員会に対して、委員長も立候補制として、委員長として果たす役割を、所信表明を述べていただきたいと思います。

また、常任委員会は同日開催を避けると、そして他の委員会の議員が傍聴できるようにする。

また、委員会は原則公開として、傍聴しやすい環境を整えるために会議に関する資料等を傍聴者へ配付する。

委員会は、所管の課題について、的確に問題を把握するために、広く県民の意見を聴取する機会を設けるという文章を入れていただきたいと思います。とりあえずは第2章はここまでですか。とりあえずは、私はこの辺で良いかなと思います。

早川委員

第2章で議会の役割と運営等についての第3条から第10条までについてでいいですね。

書いてないんですけど、第3条の議会の役割について、1議会は議決、議事機関の決定機関とか、県政の課題に対する政策立案提言と書いてある所なんですけど、これは、できれば、順番を変えるだけです、4番の知事等の事務の執行についての監視及び評価という4番をできれば、2番の上の1番の次の所2番に入れて、した方が良いんじゃないかなと思います。というのは、そもそも議会の役割はおそらく監視、ちょっとすみません、私、読み砕いていないので、チェックだと思うんですけど、国への意思表示とかの前に、私たちは知事とか執行者に対してチェックをすることと提案、もちろん政策立案の提案も必要ですけど、まずは、執行者に対して出てきたものをチェックする事は必要だと思うので、順番的に4番を1番の次か2番にしたら良いのではないかなと思います。それがまず議会の役割です。

そして、第4条、議長の役割なんですけど、議長の役割を、私はその3番、議長は本会議が開会あるいは再開できない状態に陥った場合、副議長及び議会事務局と協議し、というところに、ちょっとすみません、ここに入れるかどうか、議会運営委員長を加えたらどうかと思います。そして次、第5条の議会の運営原則に関して、議会の運営原則には書いてないんですけど、付け足し4番目として、議長及び副議長の不測の事態で議会が再開できない状態の場合、議会運営委員長と協議、他の議員との多数決により議会を再開するという事です。これはつまり、山田委員と同じように一つの事象として流会ということがあったので、その再発防止という意味合いで、議長、副議長又はは議運の委員長さん、また、議員の多数決の意見を何らか反映した方が良いと思います。そこで、私、ここにも書いたんですけど、条例に入れなくても、要綱に入れなくても、申し合わせ事項にするかどうかは必要だなと思って、すみません、そういう風に書いたつもり、これは再発防止についてです。あとは、10条まで、私は以上です。

小越委員

今の2人の意見も聞いて、私も述べたいと思います。私の書いた条例内容に関

する意見書、すいません今日 9 時までだったので 9 時前に持ってきていただいたので後ろの方の綴じてあるのを見ていただきながら、少し説明もしたり、付け加えたりしたいと思います。

まず最初に、第 3 条のところ、書いてないんですけど、早川委員のおっしゃるように、やっぱりこの監視及び評価というのを 2 番目に持ってくるのが筋かなと、私も意見を聞いて思いました。議会の一番の果たすべき決定とそれから行政当局のチェック監視機能というのを最初に持ってきた方が良いかと思えます。第 3 条のところ議会の役割のところの 4 を 1 に知事等のところに入れた方が良いと思えます。

それから、先ほど山田委員からあった(5)の議会活動で明らかになったこの審査等の県民への説明って言うところで、私も県民の意見を聞くというのは大事だと思うんです。ここに入れるのか、それとも最後の方の、県民と関係? 広報の充実、ここにとか、県民参加の推進ってここに入れるか、ここに入れるかちょっとあれなんですけど、広く県民の意見を聞くというのを入れた方が良いと思えます。

ここの議会の役割のここに入れるべきか、それとも県民参加の推進に書くべきかちょっとそこは要考えて、そういったものを入れた方が良いと思えます。それから、議会の運営原則のところなんですけど、私、書いたところがあります。議会は会議等の議事を公正、円滑にと書いてあるんですけど、ここに議会の運営に関する会派代表者会議、議会運営委員会、議会改革検討協議会には全ての会派が参加したもとの全会一致を原則にすすめる。と、議会運営の全ての会派が参加してというのをしっかり謳った方が良いと思えます。それから、立候補の選挙の話なんですけれども、私も立候補しない場合、今までもほとんど立候補じゃなくて、何となく他薦で、何となくこの人に決まってしまうんですけど、そうすれば、立候補しなかった場合には、他薦というか、図らずも私が議長になりましたということになるかも知れないので、それをやめて、他薦も自薦も含めて立候補制とするというふうに書かないと、所信表明しなくて良くなっちゃうんですね。なんとなくこうやって開けてみたら他薦で皆さんに御推挙されました。なりまして。という風にならないように、自薦他薦含めて、議長副議長を自薦他薦ともに立候補制とし、選挙に先立って所信表明をおこなう、というように明確にした方が、しないと立候補しなかったけど、当選するという可能性が多分出てしまうので、そこはこういう風にした方が良いと思えます。それと、議長副議長は原則として、任期を務める努力をします。普通は 4 年やるのが当然だと思うんですけど、遠藤先生が言ったみたいに、山梨県議会議長を 1 2 3 だか 4 っていうことで、原則 4 年任期を務めると。原則と入れたのは途中で替わらねばならない不測の事態もあるので、選出に当たっては、自薦他薦ともに立候補制とし、選挙に先立って所信表明を行う。というふうにした方が良いと思えます。

それから、付け加えなんですけれども、福井県にもあったと思うんですけど、少数意見に配慮し、多様な意見を反映させる。それから、質問に対して原則知事が答弁することとする。後ろの方に反問権らしき文書がでてくるんですけど、本会議でも、知事が答弁しないで済んでしまうことがたくさんあるんですよ。だけど知事が答弁できるということになってくると、その整合性が合わないのだから知事が答弁することとするというふうに加える。

それから、第 8 条の委員会ですけど、先ほど山田委員にもありましたけども、やはり同日開催は避けて、常任委員会は皆さんが参加できる傍聴もできる委員外議員の発言もできるようにした方が、私は良いと思いました、話をきいて。で、加えるんですけど、常任委員会の 2 番の次に書き加えて、請願の審査にあたっては原則として請願人及び紹介議員の意見陳述を行う。請願について積極的な審議、討論を行い、委員が賛否について表明する。いま、請願については、ほとんど、

継続と誰かが言うとそのまま何となく流れちゃうんですけど、県民の政策提案だと思ってしっかり論議するということが請願であれば、請願人や紹介議員の意見陳述を行って、その請願について真摯に討議をして、そして賛否を、それぞれが、継続なら継続の理由、採択なら採択の理由を、賛否を、やはり誠実さをもって伝えるのが妥当だと思います。ここをわざわざ書いたのは、ちょっと今までの請願審査についてあまりに不誠実なところもあったかなと思うので書きました。

最後の特別委員会なんですけども、特別委員会の文書に書き加え、8条の、特別委員会の他に予算委員会、決算委員会は部局を超えた横断的な審議ができるよう、知事の出席を求め、質問内容に制限を加えず、自由に活発な議論を進める。というふうに書き加えたのは、予算特別委員会、決算特別委員会、決算特別委員会は、特に、部長しか出てこなくて、知事が出席しないので、それ以上の突っ込んだ質疑ができず、そして予算委員会も、ここだけを、予算書に書いてあることだけを質問しろというのは、自由なこれからの活発な論議ができないので、それを加えたらどうかと思っております。

それと、ここの第8条の4番のここはちょっと整合性が合わないんじゃないかと思うんですけど。前2項で定めるところのほか、委員会の設置及び運営については、山梨県議会委員会条例の定めるところによるとかいてあるんですけど、そうしますと、一番最後の第33条、他の条例との関係という、この第33条と第8条4項の県議会委員会条例の定めるところによるというのは、話のつじつまが合わないんじゃないかなと思って、どちらか、基本条例があって、その精神に則って、県議会の議会運営とか申し合わせとか、それも変わってくると、私は理解しているので、ここは33条と4項の関係を少し整理した方が良くないかなと思います。

杉山委員

いろいろ意見が出たんですが、3条なんですけども、先ほど、この順番が、なんて意見もあったんですが、これは優先順位がこの順番じゃなくて、それぞれが当然同じ意味合いで大事なものだというふうに思っているんで、それでもそういう意見が出たので、順番をもし変えるのであれば変えても良いかなと思います。

それから、4条なんですけれども、この4条第3項、再開できない状態あるいは開会できない、これは具体的な事象を敢えてここに入れてどうなんだっていうこと、文言が果たしてこの基本条例に合うのかどうか、4条の3項という事象も含めたことが、この1項にある、議長は議会の機能強化に向けて先導的な役割を果たすということに、を含まれると思うんですね、基本条例にこういう具体的な事象を入れるって事はどうなのかなっていう事を感じました。それから、第5条ですね、公選制ってな事を意見ででていますがけれども、自分はやっぱり公選制とする場合というふうに留めるべきだと思います。この基本条例の中で公選制をということは、それは、その時々議会の、議員が決めることであって、その方法は、あくまでもここは基本理念ということで、公選制を入れる場合は、ということ留めるべきだと思います。それから、第8条、委員会のところなんですけど、やっぱりここは、委員会条例というものがあるわけで、あまり細かく具体的に述べるよりは、あくまでも基本理念、基本原則っていうところを述べるに留めて、具体的な細則は、その委員会条例を変更するなどに対応するべきだと思います。

永井委員

ひとつこのたたき台の部分で、第3条、議会の役割のところ、今、順番の話になったんですが、たたき台を作ったのは議長さんですよ。参考にしたのが兵庫と神奈川と書いてあるんですけど、兵庫は、2番目に、この監視及び評価という言葉が来ているんですね、あえて、なんでこれを4番目に持ってきたのかということの理由が、議長さんに、何か意図がもしあるんだとしたら、いや参考になっているのが、今出た意見で、1番、2番と来ているのに敢えて4番にしている理由



があるんだったら、それを議長さんに聞かないといけないことだと思うんで、その辺はどうなのかなと。私もこれ 2 番に持ってくるというのが全然良いと思います。若干、杉山委員が言うように細かいところの規定も、ということもあるんですが、ひとつだけ。山田委員の同日開催の件に関しては、私も前からそんなことを思っていて、もし入れていただく、検討に入れていただけたら、同日再開を避けというような部分を一言入れていただくと、委員会条例だとなかなか入れ込むのが難しい条文なのかなとも思うので、ご検討いただければと思います。

河西委員

3 条の監視及び評価は、さっきから話が出ているとおりで良いと思います。あとは、立候補制による場合。ここで立候補制によると断言するよりはこれで良いと思います。あと、9 条の、これは知事の反問権なんかも残るとは思いますけど、改めて入っているから、私はこちら辺を上げてもらえば第 2 章は今の内容で良いと思います。

前島委員長

委員長としての感想として、第 4 条について、議長の役割のところは、ご意見もあったように、「正副議長」というように検討する必要があるんじゃないかと。第 4 条、正副議長の役割というところが、議長の役割とだけなっていますので、そこは検討してみる必要があるのではないかなと思っています。

それから、ご意見がありました 8 条については、最後のところに山梨県議会委員会条例がございますので、それとちょっと照合する必要があるという点をちょっと検討していただきたいと思います。

それから、ご意見がたくさん出ました、第 5 条の、立候補制を導入した場合ということがありますが、このことについても非常に慎重な検討も必要だと。それは、自治法で、議長、副議長の選挙は投票とすることがしっかり規定されているんですね、規定されていますので、その場合、立候補制をやるとなると、何か細則とか規則をつくらなくてはならないですね、別途。そういうことの場合に、少数立候補に拘束をする、網をかける心配なんていうかどうかっていうことも含めて自治法等相当整合をして議論をする必要があると私は見ているので、その辺が検討する材料かなと。

それから、9 条の知事の反問権についてちょっと意見を交わしあっておく必要があるんじゃないかなと感じております。

山田委員

最終的には地方自治法という形の中で、そこで決められているからという話になってしまいますれば、あくまでも、やはり、これは山梨県議会としての精神だということを忘れない、私も忘れたくないですし、2 月の流会という件を踏まえた中で、全国が、山梨県は県議会基本条例についてどういうものをつくるのかと、間違いなく注目しているわけですよ。その中で、各地区の文言を寄せ集めただけという形の中でやるのであれば、そんなものかという話になってしまいますので、やはりここは、多少細かいことが入ろうと、山梨県らしさ、こういったものを絶対に出していくべきだと私は思います。

小越委員

私は、第 5 条の議会の運営原則のところ、ぜひとも考えていただきたいのは、少数意見に配慮し、多様な意見を反映させるというのを、福井は確か条文にあったんですけども、やっぱり多数決が民主主義だというのではなくて、少数意見の尊重が民主主義だと思うんですね、いままで少数意見のことがどのように本会議に上げられたのか常任委員会の報告にもないし、少数意見をどのように配慮するかというのを一言入れておくだけで、多様な意見をもとに県議会が構成されているということで、少数意見に配慮し、多様な意見を県政に反映させるっていう

のを議会の運営原則の中にぜひ入れて頂きたいと思います。

それと、先ほどの議長副議長の立候補にこだわるんですけど、今回のことで、議会基本条例の目玉に議長等の立候補制が入るか入らないか、江藤先生もおっしゃってましたけど、これでいくと抜け道になって、今までと同じように立候補する人がいないってなると、図らずも私が推薦されまして多数決でなってしまうという事になると、なんでこの人がなったのかっていうことが県民には分からないわけで、附則とかが必要だというのならつくればいい話で、やっぱり立候補制によるというふうにしないと、いままでも、別にやりたいという人もいたと思うけど、所信表明する場もないし、何となくこの人に投票するんだよと、なんとなくなくなってしまったことは、なぜこの人が議長になったか、県民にはわからないし、どんなことをしてくれるのかわからないのであって、やはりそれは、この文章でいくと、立候補しない場合は、今と同じように、誰かが名前をみんな書いて、多数決でなりましたってなってしまうと、何も変わらないと思うんですよね、だから私は、附則などをつくってでも、立候補制を原則としとか、原則って言葉も入れても良いかと思えますけど、立候補制にしないと何も変わっていかないと思うので、そして所信表明をすると、どういう議会をつくって行くかと、議長が大きいというふうに、議長の役割に書いてあるし、議長の責任というのをこの基本条例でしっかりと謳うのであれば、この議長がどういう議会運営をするかっていうのを県民に向かって話をするべきだと思うんですよね。この立候補制による場合、となると、抜け道がすごくあるので、私は、原則立候補制にし、自薦他薦とも立候補制にし、というふうには書かないと、いままでと変わらなくなってしまおうと思うんです。

今、富山の県議会も、政務活動費を巡って議会基本条例をつくっていると聞きました。富山県議会と山梨県議会、同じく全国から注目を集めていて、富山県の議会基本条例も、どういうものをつくるのか、全国が見ていますし、山梨県議会もどういうものをつくるのか見えていますんで、私はすくなくとも、議長の役割が今回すごくクローズアップされているなかでは、立候補によるとか立候補制とし、ってふうにはっきりした方が私は良いと思います。その2つです、入れて欲しいのは。

上田副委員長 まず、立候補制のところですけども、少なくとも原則という言い方にして、やっぱり前に出てくというか、しなければならぬだときついかもしれないけど、原則にするとかは山梨県として決めてもいいんじゃないかなと私は思います。

それから、4条の3項について、再開できなかった場合ということの議論がありましたけど、これは確かに全体として品位が保たれていなければいけないということもあるかも知れませんが、やっぱりここは山梨県議会がどうしてもこのことだけは入れといた方が良いと思います。一番最初のスタートから考えまして、再開ができない状態に陥った場合には、協議し再開に努めなければならない、当然といえば当然ですけど、この当然をここはやっぱり謳い込んでおかないと、もとの原則が無くなっていく気がするので、そこは入れるべきだというのが私の意見です。

小越委員 せねばならないとか、それだと縛られてしまうからってふうには話があったんですけど、ある程度しぼるものもないと、せっかく議会基本条例を山梨県はどうするかって事を意思表示ししっかりするためにも、縛るといふかあるべき姿を書くというのは大事だと思うんです。原則って言葉でちょっと曖昧かも知れませんが、そういう方向であるってことをしておかないと抜け道を作るようなことを是とするようなことだとやはりそれはうまくないと私は思います。この第4条、上田さんからありましてけれども、この山田委員があるように、議長は議会の議決を

重く受け止め、として、不信任が可決されてもそのままいることができるというのは、選挙人は私たち議員だから、議員が選挙して選んだ議長を不信任だったけど、それはそのまま居続ける事ができるっていうのは、普通の選挙で、リコールしてちょっと違うなって思うんですけど、そういうことをしっかり書いておかないと、なぜ今これをつくるのかっていうのをもう一度、何回も考えていかないと、先ほどの反省じゃないけど、進んでいかないとと思うので、もわっとしたものだけじゃなくて、ここはしっかり決めるんだっていう意思表示をこの議会基本条例に入れていくべきだと思うので、私は原則立候補制、自薦他薦とも立候補としないと抜け道を作って今までと変わらない事になってしまうんじゃないかと思います。

前島委員長 皆さんにだいたい御意見をいただきました。その点を整理精査させていただきまして、文言等について、条文化に向かって議長と相談させてもらって、案文を仕上げていきたいと思っております。第 2 章の関係は以上といたしまして、そのあとこれから第 3 章の方に入らせて頂きたいとおもいます。

事務局 第 3 章説明（11 条～18 条）

前島委員長 いま、第 3 章について事務局から説明をさせていただきました、これから皆さんの御意見をいただきたいと思います。

杉山委員 第 12 条の議員の役割の文言の中でやはり、議員として不断の自己研さんのところを入れていただきたいと思います。また、近年、災害というものが各地頻繁に起こっております、当然議会としても災害の対応というところへんでもっと細かくつくっていただきたいと思いますけれども、議員の役割としても、災害時における緊急的な調査活動というのを一言入れていただきたい。

また、第 18 条の政務活動費ですけれども、その使用については自らの政治理念に基づき適切に使用し、県民に説明を求められたら説明責任を果たす。第 3 者機関によるチェック機関を設ける。ホームページ等に領収書を含めた関係書類を掲載し自由に閲覧できるようにする。そういった文言を入れた方が良いと思います。

早川委員 第 3 章、議員の責務、役割等ということで、私は、記載した 11 条が、議員の責務がその下の議員の役割に入れようかどうか迷ったんですけど、議員の責務として、最初の時も話をしたんですけど、議員の責務の真ん中で、議員は広く県政全般の課題及びこれに対する県民の意志を的確に把握し、議会活動を通じて県政に反映させる責務を有するって書いてあるんですけど、県民の意見を的確に把握して、広聴するってことも大切です。一方、私たちの場合は住民に対して、会議して説明責任をして、先のことどうしても住民の方々の場合は、偏ったものとか、すみません、あるときは住民に先導して、そうしないと議員の役目がなくて、アンケート集団というか、聞くばかりでもダメだと思うし、聞くことも大切だけれども、本当の重要性、将来に対する重要性の場合は、住民に対して、民意を喚起する意味で、ここに、これに対する県民の意志を的確に把握するとともに民意を喚起して、議会活動に反映させるってそういうふうに入れた方が良いのではないかなと思いました。

それと第 12 条の議員の役割です。これは書いてないんですけど、先ほど山田委員の災害は非常に良い意見だと思います。

小越委員 第 11 条だと思うんですけど、12 条かも知れない。議員の責務の中で、ここは、議員が広く県政全般の課題とことで県民全体の利益を考えているんだけど、

今、地方分権の時代にあつて、国の政治に対して地方から意見を述べるのが重要だと思ふんです、なのでここに、議意の責務として、地方分権の時代にあつては、国政にたいして、地方からの意見を述べることは県民の福祉の向上に直結するものであることから、議会活動を通じ積極的に論議を深める。いままでやっている中で、それは国の話だからってなるんですけど、国の話が県民福祉の後退とか向上に繋がっていることであるし、地方から国政に対して意見を述べるということが大事で、意見書のこともありますので、地方分権の時代にあつては、地方から意見をのべる、それによって県民の福祉の向上に繋がっている、それを、議員の責務のもう一段落というか、勿論広く県政全般のことやるんですけど、もう一段落加えていただいた方が良いかと思つてます。

ここに加えた方がいいか、議会の運営かも知れないですけど、議案審査を深めるために、政策立案に不断の努力をおこなうと、時間に制限がある場合は、文章による質問趣意書制度を利用する。それが今ないからなんですけど、質問時間が年に 2 回で 40 分と制限されている中では、摘にそこにいろんな県政に対する意見が反映されない中では、国会でもやっています、他の県議会でもありますが、文書による質問趣意書制度を採用して、そこに議論を活発化させるというのを議員の役割の中にいれた方がより議論が深まって不断の自己研鑽に務めることに繋がると思ふます。

それから、政務活動費、第 18 条です。細かいといわれるかも知れないですけど、これは、県民がいま一番注目されている政務活動費のことなので、細かいかも知れないけど、私はここに条例にしっかり謳った方が良くと思ふます。富山県議会でも多分ここが中心になってくるかと思ふんですけど、山梨県議会はそういうことはないかと思ふんですけど、政務活動費の使い方に対して、県民のより厳しい目がある中で、山梨県議会はしっかりこういうふう公開してらるんだよってふうにした方が良くと思ふます。それで、政務活動費は、議員の調査研究に資する経費であつて、その他の活動ってやつをカットっていうか政務活動とはなんぞやと聞かれたときに、その他の活動とはなんぞやとは答えられなくなるので、議会の議員の調査研究のために使うのが政務活動費というしっかり謳って、どのように活動に充てられたのか県民への説明を明確化するために、領収書のホームページでの公開とともに後払い制、他の普通の企業だと仮払い精算をして、後でお金を払うというふうになっているので、後払い制とし、透明性の確保に務めるといふふう、ちょっと細かいかも知れないけど、より丁寧に書き換えた方が私は県民に対して、政務活動費、一番注目されていることなので、しっかり書いた方が良くと思ふます。それで、この条例を、後でも良いんですけど、随時この条例を作り直していく過程があるかと思ふので、今の到達点はここまでで、領収書のホームページとか誰もが自由に見れるようにというふう書いておいておいた方が私は良くと思ふます。

杉山委員

私の意見なんですけど、議員の責務、役割等第 3 章については、第 11 条、第 12 条、第 13 条ですね、ここについては、先ほど意見が出ていましたけれども、議員の責務についてもう少し加える必要があるところは加えて、議員の役割についても、機会等々、意見が出ましたけれども、そういったことは加えたうえで、以下 14 条、15、16、17、18 はそれぞれの条例があるわけで、そこに納めると。基本的に 11、12、13 条がしっかりしていれば議会基本条例としての条文になるんじゃないかと思ふます。

渡辺委員

先ほど山田委員からお話がありましたけども、議員の役割の中に災害の対応という様なことがありました、前の章の 7 条にもあるんですけども、これだけでは、具体的なものが見えづらいのかな、もしかしたら、別に何かこういうものを

つくとか、災害の時には、例えば対策本部も設置できるとか、そういうものがあれば具体的に動けると思っています。ここへ盛り込むか、別に定めるか、それは検討してもらいたいと思います。小越さんの御意見で政務活動費については、別に細則を設けて、かなり定めてあるんだね、ここではそんなに言い切れないと思うんです。いかがですか。別に定めてあるというところで、私はいいのかなと思いますけど。

小越委員　私は、政務活動費の要綱があるのは百も承知なんですけども、ここにわざわざ書いた方がやっぱり県民に対して、県民は、今、このことに注目というか、全国的に見ていますので、ここまでは到達して、ここまでは変えたよっていうことを規定で書いて、最後にもあるんですけど、この条例は、随時検討し、直していくこととなりますよね、条例は。だから、ここまで、今の平成 28 年度の到達はここまでということをやはりしておいた方が、私は、山梨県議会は積極的に透明性を確保して県民の皆さんに政務活動費をちゃんと使っていますということを見せる、こういうのがあった方が、私は良いと思います。

前島委員長　それでは、皆さんの意見を参考にさせていただきながら検討を加えさせていただきたいと思っております。それでは次に、第 4 章に入らせていただきたいと思います。

事務局　第 4 章説明（19 条～23 条）

前島委員長　ただいま第 4 章につきまして御意見をこれからいただきたいと思っております。

山田委員　また少し細かくなってしまうといわれるかもしれませんが、第 20 条の広報の充実、やはり、議長が議会を代表して議会終了前に定例記者会見等を行い、県政の課題に対する議会の方向性について県民に明らかにする。また、しつこいようですけれども、広報の充実はホームページを作成して、議会活動に関する情報発信、公開に務めるというような文言を入れた方が良いんじゃないかなと思います。また、第 21 条ですけれども、会議の公開ですけれども、議案に対する会派の賛否を速やかに公表するとありますけれども、会派また議員の賛否を速やかに公表する、議員という文言を入れた方が良いんじゃないかなと思います。また、傍聴しやすい環境求めるというのがあまりにも、具体的すぎますので、やはり子育て世代とか障害者の方が見に来たときにですね、傍聴に不便を感じさせないような手段というものをしっかりと謳った方が良いんじゃないかなと思います。またこれは、ここに書く文言がどうか分かりませんが、議会、委員会等欠席する場合は、議長にその理由を伝えて、県民の皆様は何々議員がこういう理由で欠席していますよということが分かるような形にした方が良いんじゃないかなと思います。以上です。

上田副委員長　私は、22 条、意見の公募、公募というのが大事かなと思っておりますけど、文書はこれでかなり良いと思うんですけど、重要な条例の立案をというところの重要な、というのは、なんか制限しているような感じがして、条例ですから当然重要なんだろうという認識だと思いますけど、「重要な」は削除したらどうかなというのが私の意見です。

小越委員　県民参加の推進 19 条のところです。先ほどのところで入れるか、ここで入れるかと思って、先ほども述べたんですけども、請願の審査です。提出された請願（2）提出された請願及び陳情を県民による政策提案ととらえた誠実な処理とい

うところで、先ほども言ったんですけども、請願人、紹介議員の意見陳述を行い丁寧で活発に議論を行い、賛否について理由を述べて誠実に対応する、と、より丁寧に書いた方が、今もやっていますよじゃなくて、今以上に誠実にやるためには、請願人の政策提案の中身をしっかりと聞くという姿勢を持った方が良いので請願人、紹介議員の意見陳述を行い、活発に論議をして、賛否について理由を述べて誠実に対応するというふうに、よりわかりやすく丁寧に書いた方が良いと思います。それから追加で、県民と議会、県民参加の推進の中に入れてもらいたい、ここなのか、広報の充実なのか意見の公募か、ここはちょっとダブってくる条文かと思うんですけど、先ほどあった、重要な案件については県内各地での意見を聞く機会を設ける。それから、年に 1 回程度、各地域で議会と県民の意見交換会を行い、県民の声を真摯に受け止め、議会運営に生かす。休日や夜間会議、出張議会など県民が傍聴しやすい環境に務める。議会モニター制度、議長への手紙など議会運営に県民の声を反映させる。広く県民の皆さんからいつでもどこでも話が聞けますよと、こちら側もオープンにするし、向こう側からも言って下さいという、そういう機会を設ける場所と時間と設定すると言うことで、休日議会とか、議会モニター制度とか、知事への手紙というものもあるわけですから、議長への手紙っていうのもあったりしたら、より県民の声拾い集めやすいんじゃないかということで、県民参加の推進の中に、ここに入れたらどうかと思っています。それから、次の広報の充実第 20 条ですけど、細かいかも知れないけど、他の県議会の条例にも書いてあるので、本会議の中継及び録画配信のところ、いま本会議の中継は、初日は知事の所信表明だけでやって、最終日の採決の一番良いところは中継しないわけなんですよね、なので、本会議の全て全日程の中継を行い、というふうに、ここを全日程っていうふうに加えていただきたいと思います。最後の採決で誰がどういう討論をして、どういう賛否をしたかというのを公にすることからも、これは本会議全日程の中継を行い、にするというふうに入れていただきたいと思います。追加で、これを加えたらどうかと思います。先ほど山田委員からもありましたけども、公聴広報活動を積極的にするために、議員による公聴広報会議を作る、今議会だよりは、他の市議会ではだいたい議員が入って、編集委員会があるんだけど、山梨県にはなくて、議会だよりも議員が参加して作るために、公聴広報会議を議員によって設立して議会だよりやホームページの充実を図る、議会だよりやホームページは各議案の各会派の賛否を必ず掲載するというふうにした方が議会だよりを皆さんの手元に新聞折込で必ず届くのであれば、そこにどんなことを議会としての総意として書くのか、公聴広報会議の議員によってつくって会派の賛否も必ず入れると、先ほど山田委員からも、前にありましたけど、県議会主催の議会報告会を行う、というふうに加えていただきたいと、公聴広報活動をより積極的に開かれて皆さんから意見をもらって、それを反映するんだってことを、細かいかも知れないけど、細かいくらいに書いた方が良く私は思います。

前島委員長      それでは、他になければ、皆さんの御発言を精査させていただきながら、精査していきながら、進めさせていただきたいと思います。

                    それでは、次に、第 5 章に入らせていただきたいと思います。

事務局            第 5 章説明（24 条～28 条）

前島委員長      第 5 章について説明をさせていただきました。御意見をいただきたいと思いません。

山田委員         第 25 条、監視及び評価のところ、必要と認める場合は知事に対し、適切な

措置又は対応を講ずるよう求めることとする。これでは、知事の方に求めるばかりでありますので、場合により、議会により知事に対して、代案を提示するというような文言をいれていただきたいと思います。

早川委員 第 5 章 知事等と議会の関係ですけれども、私は、記載した部分でいうと、第 24 条 知事等との関係についてなんですけれども、二元代表制の下で、どこかの部分でこれを書いたとき、是々非々の立場というふうに思いました。それなのか二元代表制を自覚してというふうに入れたほうが良いのではないかなと、一つの考え方で、例えば政治的な信条とかいろんな対立関係の中で知事を応援する場合もあるし、そうじゃない、ここの政治の部分であるかも知れないけど、基本的に議会と知事との関係ですから、二元代表制を自覚する意味で良いことは良い悪いことは悪い、そういう風なことの意味でこれを書きました。以上です。

渡辺委員 今の早川委員の二元代表制の自覚ということじゃなくて、これは制度だから二元代表制の下で良いと思うんですよ、自覚する、しないは別の観点かなと思うんです、どうかな。

前島委員長 他にどうですか、なければ参考にさせていただきますして、これから第 6 章の方に入らせていただきます。説明を求めます。

事務局 第 6 章説明（29 条～30 条）

前島委員長 このところ御意見ありましたら。

山田委員 第 30 条ですけれども、議会で構成する組織を設置してその中でやれば良いのではないかなと言われればそれまでなんですけれども、議会改革推進計画というものをしっかりと策定して、議会改革を推進すると、そのための重点の戦略を定めて、それぞれ主要課題ごとに数値目標や推進目標を定めるという文言を入れた方がよろしいのではないかと思います。

上田副委員長 30 条ですけれども、これから社会情勢がいろいろ変わっていく中で、ずっとそれに合わせていくと、県民とともに歩むということのなかで、今、30 条では、議員で構成する組織を設置すると、こうありますけれども、これはこれで良いんでしょうけれど、設置し、毎年、毎年が良いか分からないけど、推進、委員会を開催する、というところまで踏み込んで、しかもその結果について公表する。そういう文言まで踏み込んだ方が良くと思います。やっぱり公聴に努めていって、県民とともに歩むところが肝なんで、これだけだと、ただ設置することとだけで、その後何がという具体的なところを突っ込んだ方が、山梨県の議会として意志が表れると思うのでそれはその方が良いんじゃないかという意見です。

小越委員 第 29 条の議会改革の推進で、上田副委員長、山田委員が言ったことと基本的に同じでいいんですけど、今も議会改革検討協議会があるんですけども、これが定期的にかかっているわけではなく、何となくやるときとやらないときがあって、そうじゃなくて、議会改革をここで常にやる、相応しい時代、役割を担うためなんだから、常にチェックしていく機能を作っていくと行けないと思うんです、定期的に、継続的に議会改革を行うという文言をルーチンワークのように義務化するというか毎年それをみんなで見直すそれも、私は、県民に開かれ、公正公平で、活発な議会となるよう定期的に議会改革を行い、それを検証する。全議員、また県民から県議会の改革すべき事項を把握し、改革に生かす。全議員から出し

てもらおうと同時に、県民の皆さんから県議会は分からないよとかそういう声も含めて、毎年とか定期的に議会改革はこれで良いんでしょうかということを経験者ネットワークのように毎年 1 年は議会改革についてみんなで考え直す、今は思ったときに言うだけなんだけど、毎年定期的に継続的にやるというふうにしなないと、活発化されないと思うんです、それも全議員から聞くのと、県民の皆さんから県議会についてどのような改革が必要ですかという意見を把握して、それを検証に生かす、ルーチンかするような文言を入れた方が良いと思います。

前島委員長 委員長の方で付け加えますが、継続的に審議をしていくということになりますと、自治法から捉えていくと、継続的なものだと、特別委員会的なものになりますよね、そういう意味では、特別委員会を設置するには、常設になりますから、県議会の議決が必要なんですね、そういう点で、網が掛かっていますので、この点は、この条文を基に検討の課題にさせていただきたいと思います。  
それでは、次の方へ移らせていただいて、第 7 章お願いいたします。

事務局 第 7 章説明（31 条～32 条）

前島委員長 ただいま第 7 章につきまして説明が終わりました、御意見をいただきます。

山田委員 議会事務局のところですけども、今回の 2 月の流会というものに対して、議会事務局がどのように関わってきたかということは、私ははっきりとは分かりませんが、色々言われている中で、やはりここは、議会事務局の独立性をしっかりと確保するというところを明文化したほうがよろしいんじゃないかと思えます。

上田副委員長 私も全く同じで、議会事務局の置かれている職員といいますが、立場をしっかりと守るためにも行動規範というものを書いてやらないと、例えば、誰かの、どこかの圧力見たいのがあるれば、そこへ付かなきゃならない、そうすると、そこに行動規範をしっかりと立てておいて、そして、身分を守ってあげたり、こういう制度でやっていくんですよという規範は、やっぱり入れるべきだと思います。今回いろんなことが、お話を聞いているわけですけども、それはそれとして、やっぱり身分を守ってあげるためにも、それから行動規範をきっちり入れて、私は、例えば、いろんなことがあっても、こういうことですからというそこだけは、やっぱり規定してあげないと、なかなか独立とかそういうことができない可能性があるんで、そこをかいたんですけど、例えば、言葉になるとあれですけども、議会事務局長は、議長の下、高い倫理意識に基づき公平公正な行動に務めなければならないとか、そういう文言を一つ、一言入れてやった方が良いでしょうと思います。

前島委員長 議長の意見を踏まえて、事務局はあくまで、正副議長の範疇になければならないと思っています。議会の立ち位置をつくるということについては、相当慎重にやらないと、立場をつくるということになりますと、議会の権限を侵害するような場面があってはならないわけでありまして、この辺は十分、議長の範疇の中で強力なスタッフを養成していくとかそういう風なところで止めておくのが妥当ではないかという考え方が、これは私の意見ですが、これはまた検討課題とさせていただいて、後、御意見がなければ最後の・・・

早川委員 すみません、書いたので、31 条の、私も、最初の意見の方と同じように、抽象的なんですけど、議会事務局の、今、機能の強化組織体制の整備と書いてある



ので、そういう意味で議会事務局としては、きちんと独立させたり、守ったりです  
ね、あるときはしっかり活用したりという意味で、もっと強化という意味合い  
で、更なる強化という意味合いです。

前島委員長      それでは、他になければ、最後の補足の第 8 章の方へ入らせていただきます。

事務局           第 8 章説明（ 3 3 条～ 3 4 条）

前島委員長      第 8 章につきまして、皆さんの御意見をいただきたいと思っております。

早川委員        先ほど上田委員ですか、他の全体的な、委員会等の継続化ということをおっし  
やられたんですけれど、ここに私が書いたのは、基本条例の見直しか、または、  
議会改革検討委員会の継続性という意味で書きましたので、議会改革検討委員  
会は政策立案会議の下にあるので、それが継続的にできるかどうかわからないの  
ですけれども、やはり、ここに書いてあるように、必要がある場合というふうにし  
てしまうと、その時のいろいろな情勢とか、いろんな中で形骸化してしまって、  
各他の地方の例えば栗山町、いろんな議会基本条例が古いものになってしまって、  
見本にしている条例がどんどんどんどん変わっていると思うので、私は、条例の  
見直し又はこの議会改革検討委員会を継続的にやった方がいいのではないかなと  
思いました、その 3 4 条に書くか、 3 5 条を追加するかって意味合いで書きまし  
た。で、これは、これを含めて、先程来、議論があるように、この条文に入れる  
だけじゃなくて、例えば要綱等に、条文は条文でこのままで要綱等に定期開催の  
時期とか方法を明記するという方法もあると思いますんで、その意味で私は書き  
ましたので、いずれにしてもそういう意味です。

小越委員        第 3 3 条の他の条例等との関係と、第 8 条の 4 項の山梨県議会委員会条例の定  
めるところによるというのと、第 3 3 条の関係性で、第 3 3 条は、この基本条例  
の精神に則って議会に関する条例をつくり直していくこととするという意味だと  
思うんですけど、そうすると第 8 条の 4 というのは、どうなるのかなと、整合性  
とか、本質的によくわからないので、第 3 3 条も誰がそれを改廃するというイニ  
シアチブをとっていくのか書いてないので、例えば各党派とか議会はこの条例趣  
旨を尊重し、整合性を図るというふうには、誰がやるのかどこでやるのかという  
のを書いた方が良いと思います。

それと、最後の 3 4 条の条例の見直しのところなんですけど、私も、議会改革  
ももちろん定期的に検証していくと同時に、この条例そのものも変わっていくん  
じゃないかと思うんです、滋賀県のところは、議会是一般選挙の執行後概ね 2 年  
を経過する毎にこの条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認める  
ときは必要な措置を講ずる。とあるんですよ、私も次の改選の時にどうなるか  
わかりませんし、新しい人が入ってきたときも含めて、その時々々の情勢、私、さ  
っき、国に対して地方から意見を言うべきだということを入れると言ったんです  
けど、時々々のその状況によって、社会情勢も変わったり、変化もしてくるので、  
議会は、県民の意見、社会情勢の変化を勘案し、条例の見直しをする。条例の精  
神が恒常的に継続しているか、毎年検証をおこない、結果によっては検討して所  
要の措置を講ずる、というふうに見直しの必要があるというとき、誰が、必要が  
あると認めるかが曖昧なので、定期的にチェックするという仕組みを入れておい  
た方が良いと思います。そうしないとずーっと、寝たきり状況の条例じゃなくて、  
いつもこうフレッシュにつくられていくとしておいた方が良いと思う、条例の見  
直しは、定期的に行うというふうに入れておいた方が良いと思います。

事務局 小越議員の方から、わからないと指摘があった 8 条と 33 条の関係ですが、既にある条例規則等については、そちらがまず優先がされます。それらを改廃する場合にあたっては、ここの条例に書いたことを尊重して進めて下さいという書きぶりでございます。先ほども話題にのぼってまいりましたが、政務活動費につきましては、こちらの条例が既に決まっておりますので、精神を書くことは結構なんですけれど、それを踏み越えて別の条例の中身へ入ることは、原則としてできませんので、その点だけ御承知おきいただければと思います。

小越委員 私の認識不足かも知れませんが、書かなくてもこの議会基本条例が議会の憲法という形で、これが一番の理念の下にあるから、その理念に基づいて、この議会の運営や条例の改廃、整合性が合わないときは、そちらを変えていくんじゃないんですか、議会基本条例の下にあるみたいな話だと、基本条例よりもいろんな議会の運営の方が上であって、じゃなくて議会基本条例の精神そのものを、どっちがどれか、最高規範とするという県議会もありますし、議会基本条例の精神に基づいて、その他の条例と整合性を合わせると私は読み込んだんですけど、そうではないんだ。

事務局 説明不足で申し訳ございません。そこにつきましては、委員がおっしゃる部分、大部分は合っているかと思えます。基本条例の趣旨を尊重しながら、改廃をする場合は、元々の条例、例えば先ほどの政務活動費の条例につきましては、そちらを改廃する場合、改正したり廃止したり場合については、この基本条例の趣旨を尊重して改正、廃止して下さいということです。

前島委員長 条文についての改廃というのは、当然 34 条で謳っておりますので、これは必要に応じて改廃をしていくわけですね。例えば 3 月議会で、最終日で基本条例が決まれば、平成 29 年 3 月幾日制定と、そのあとですね、平成 30 年幾月幾日に一部改正したというふうにやっていくわけですので、必要に応じて議員さんの御意見の中で最大公約がそういう方向に向かう時にはそういう形で取り組んでいくということになると思います。

小越委員 そうではなくて、私が言っているのは、必要があると認めるというのは、いつなのかわからないから、定期的にするべきだということ、私は、今、言っているんです。1 年とか改選期とか、この必要があると認めるというのは、誰が必要と認めるかわからないし、それは必要ないということになると、ずーとそのままいくわけですから、そうじゃなくて、定期的に条例の見直しをするように、それで見直しをしてこのままで良いよとなればそのままになるかも知れないし、ここ、一部直すということもあるし、必ずチェックする、そういうのを入れた方が良いということ、私が言っているのは。

前島委員長 継続ということについての取り組みは、先ほど申し上げたように、全体会議等に委ねる課題ではないかと思っておりますので、今日は検討委員会と限られた諮問機関でございますので、御理解をいただきながら、一応こんな形で・・・

杉山委員 基本的な総則の目的のところ、県民の付託に的確に応え、というふうに書いてあるんですね。だから、場合によっては、2 年に 1 回じゃなくて、半年に 1 回変えるかもしれない、それはまさしく議会が決めるんだと思うんですよ、誰がじゃなくて、それは必要があれば議会が議会の意志として決めて行くということになるんで、何年に 1 回開かないと、継続的に開かないと改革できないんじゃないかというのは、議会がその役割をまだ果たしてないと、まさしく議会が、必要が

あれば、その時々到的確に決めて行くというのが本来あるべき議会の姿だと思うんで、敢えて 2 年に 1 回開かなきゃならないとか謳う必要は全くないし、それこそ議会がしっかりすれば、問題ないということだと思います。

前島委員長 条文の見直しは、発議があって、議員の最大数の同意があって、また検討委員会等がつくられていくという見直しが行われるというふうに、展望的には考えていただいて、この案で、一応、今回としては御了承いただければと思います。

上田副委員長 杉山委員の意見はもっともですし、また、そうはいつでもなかなか実態としてうまく行ってこなかったという小越議員も実態としてはあるのかと思います。で、常に、これからは、というか、一貫して、とにかく、今、私たちがおかれているところが世の中の流れとあっているかどうかの検証をする、必要を認めるのは議員かも知れないけども、私たちが認めなくても、県民の人が違うだろということもあるわけですから、検証するということですね。僕はやっぱり、34 条、33 条がありますけども 30 条のところに推進会議を設置するとあるから、これを定期的に行って検証するということですよ、そこを謳った方が良くないかなと思います。

早川委員 そういう意味で、もちろん私たちが自覚を持って、じゃあ来月やりましょうとかというのもあるんですけど、私も、繰り返しになりますけど、その時の情勢によって多数決で、この議会改革検討委員会もある程度の中でできなかった、やりたい人たちもいたけれども、できなかった部分もあった経緯があると思うんですね。実際、県民にも、私、言われたんですけど、前、議会改革検討協議会があったよねと、それちょっと分からないよねということもあるので、変えないためにも、ある程度はその繰り返しになります、どこかに、定期的な部分を入れていかないと、それで、その時に定期的にやろうということになって、でも、今はそんなに変わっていないということであれば委員会を開かなければいけないので、そういうのはどうでしょうか。それを別に要綱に入れていっても良いと思います。

塩沢委員 いま、要綱という話が出たんですが、例えば委員会を設置すると、これは基本条例だから理念を謳ったもので、そういう細かい細則とかどうのこうのというのは、委員会の中で要綱を作って、定期的に関会するだとか、どうのこうのというのはまた作っていくというのが、いいのかなと、私自身は、基本条例ということ考えたときには、やっぱり細かいことがどうこう、先ほど杉山委員が言ったんですけども、委員会を設置したら、委員会の設置要綱というのを必ず作って、その定期的に関会するのってというのは、例えば、議会改革委員会の方でも、そういうのを作っていくんだということになれば、それを入れていけば良いということで、基本条例はあくまで、基本条例で、この理念をしっかりと出していくというのが私は基本条例だと思いますので、細則ということじゃなくて、細かいところは設置要綱で作っていくというのが基本条例の考え方とすれば良いんじゃないかと私は思っていますので、お願いします。

前島委員長 まさにそのとおりだと思います。基本条例があって、具体的なものは、別途、細則をつくるというものだと思います。その点を御理解いただきながらまとめさせていただきたいと思っていますが、今日は条文について、皆さんから活発な御意見をいただくことができました。その上に立ちまして、委員各位の御意見をできるだけ精査をさせていただいて、まとめさせていただいて、この追加意見、文言等を踏まえまして、条文を、次回の検討委員会にお諮りする委員長案をつくりたいと思いますのでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なしとの声あり)

前島委員長 異議なしとのことでございますので、以上をもちまして、本日の予定を全て時間いっぱいご協議いただきありがとうございました。  
来る 12 月 1 日木曜日・・・

山田委員 その他 1 点だけよろしいでしょうか。  
12 月 16 日の県民からの意見聴取、今日の毎日新聞でしたか山日でしたか忘れてしまいましたけども、市民の声、議会に届けという形の中で、山梨学院大学の、考える会というのがしてまして、ここまで大々的に取り上げられております。私としては、この人達が来るか来ないか別ですけれども、できれば、16 日の意見の聴取会に参加を呼びかけてみてはいかがでしょうか。

前島委員長 特定の団体をお招きするという手法は、好ましいことではない、一応、公聴ということ認めていますので、そういう流れで御理解をいただいて、御理解を賜りたいと思っています。

早川委員 確認ですけど、スケジュールです。今日 11 月 24 日で、皆さんの意見が出て、委員長が最後に言っていたように、委員会としては素案の決定ということですか。

前島委員長 素案を 12 月 1 日にたたくということ。12 月 1 日に素案をまとめさせていただくと、そのあと、全体会にかけていただいて、16 日の県民の意見を聞く機会へ持って行きたいということでございます。  
以上をもちまして、本日の予定は全て終了いたしました。  
来る 12 月 1 日木曜日午前 10 時、当委員会室において委員会を開催いたします。  
本日はこれをもって第 7 回山梨県議会基本条例案検討委員会を閉会といたします。  
ご苦労様でした。

以 上

山梨県議会基本条例案検討委員会委員長 前島 茂松